甲突川流域水害対策協議会　規約

（名　称）
第１条　本協議会は，特定都市河川浸水被害対策法第７条第１項に準じて組織し，「甲突川流域水害対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）
第２条　協議会は，近年，気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化していることから，甲突川流域において，河川や下水道の整備，また雨水の流出抑制対策や土地利用等を含め，あらゆる関係者が協働して行う総合的な浸水被害対策を効果的かつ円滑に推進するため，流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議や流域水害対策計画の実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

（協議会の構成）
第３条　協議会は，別紙の職にある者をもって構成する。
２　協議会の運営，進行及び招集は事務局が行う。
３　協議会は，第１項による者のほか，必要に応じて別表の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
４　協議会にはオブザーバーを置くことができる。

（協議会の実施事項）
第４条　協議会は，次の各号に掲げる事項を実施する。
２　甲突川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
３　上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整。
４　その他，上記計画に関して必要な事項。

（会議の公開）
第５条　協議会は，原則として報道機関を通じて公開する。ただし，審議内容によっては，協議会に諮り，非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）
第６条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし，個人情報等で公表することが適切でない資料等については，協議会の了解を得て公表しないものとする。
２　協議会の議事については，事務局が議事概要を作成し，出席した構成員の確認を得た後，公表するものとする。

（事務局）
第７条　協議会の庶務を行うため，事務局を置く。
２　事務局は，鹿児島県土木部河川課が行う。

（雑　則）
第８条　この規約に定めるもののほか，協議会の議事の手続き，その他運営に関し必要な事項については，協議会で定めるものとする。

（附　則）
第９条　本規約は，令和８年８月７日から施行する。

別紙

甲突川流域水害対策協議会　構成員

鹿児島市　建設局　建設管理部長

鹿児島市　建設局　都市計画部長

鹿児島市　産業局　農林水産部長

鹿児島市　水道局　下水道部長

鹿児島県　土木部　河川課長

鹿児島県　土木部　都市計画課長

鹿児島県　土木部　上下水道室長

鹿児島県　農政部　農地整備課長

鹿児島県　鹿児島地域振興局　建設部長

鹿児島県　鹿児島地域振興局　農林水産部長

鹿児島大学　理工学域工学系　理工学研究科　准教授　齋田 倫範